

「旅客、乗組員及び航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に関する御意見の募集について

財務省関税局・税関は、テロ関連物資や不正薬物等の水際取締りを効果的かつ効率的に実施するため、旅客、乗組員及び貨物に係る事前報告制度の充実を図り、リスク分析等に必要な情報を入手しています。

また、2019 年(平成 31 年)のラグビーワールドカップ、2020 年(平成 32 年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、財務省関税局・税関においては、テロ関連物資等の水際における一層の取締りの強化を図っていく必要があると考えています。

さらに、「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成 27 年 5 月 29 日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)及び「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(平成 27 年 12 月 24 日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)において、水際対策として、全ての旅客の PNR(乗客予約記録)の電子的取得の推進及び取得した PNR の分析・活用等を行いテロリスト・テロ関連物資の取締りを強化する旨が盛り込まれています。

このような状況を踏まえ、旅客、乗組員及び航空貨物に係る事前報告制度の拡充により、多くの情報を、より早く、電子的に報告することを求めることにつき、今般、平成 29 年度税制改正の大綱(閣議決定)に盛り込まれました。

つきましては、財務省関税局における今後の「旅客、乗組員及び航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に関する検討を進めるにあたり参考とさせていただきますので、別紙資料の内容について御意見がございましたら、下記の要領に従ってお寄せ下さい。

記

1. 募集内容

「旅客、乗組員及び航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に関して御意見をお寄せ下さい。

2. 募集期間

平成 28 年 12 月 22 日(木)から平成 29 年 1 月 19 日(木)まで

※募集期限を過ぎて提出された御意見につきましては、受理できませんのであらかじめ御了承下さい。

3. 提出方法

氏名、事業者(団体)名、住所、電話番号及びメールアドレスを御記入のうえ、以下のメールアドレスあてに電子メールにて提出ください(様式は自由)。なお、提出いただく御意見は日本語に限らせていただきます。

なお、お電話での御意見の提出には応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

・メールアドレス : mofkanshika@mof.go.jp

4. その他の留意事項

お寄せいただいた御意見等につきましては、氏名、事業者(団体)名を含めて公表させていただく場合があります。

また、御意見に対して、個別には回答いたしませんのであらかじめ御了承ください。